

(様式)

吉川地域実質化された京カ農場プラン

市町村名	地域名 (該当集落名)		当初作成年月	更新年月
亀岡市	吉川	吉田西	令和3年1月	令和4年12月

1 集落（地域）が目指す姿

(1) スローガン

地域の農地と農業を維持しよう

(2) 今後の地域農業のあり方

課題					
営農組織（以下農家組合）の充実と、後継者難を克服し担い手の参加促進					
今後、集落（地域）として取り組もうとする内容（該当部分に○印を記入「複数記入可」）					
① 他集落との連携		② 新規就農促進・後継者育成	○	③ 高収益作物の導入・拡大	
④ 低コスト化	○	⑤ 営農組織の設立・法人化	○	⑥ 経営の複合化	
⑦ 6次産業化		⑧ 企業の農業参入(地域参入)		⑨ その他	
取組内容					
・50代、60代世代が少なく、これからの担う中心となる者の育成に力を入れる。 ・分散している農地を集約させ、コストの削減を行う。 ・農家組合の法人化を図る。					

(3) 産地づくり計画

① 現 状（R4年度）

作 目	生産面積 h a	生産額	備 考
[土地利用型]			
・ 水稻	8.29	7,046千	
・			
・			
[野 菜]			
・ 野菜	0.27	2,700千	
・ 自家用野菜	0.15	-	
・			
・			
・	8.71		

② 目 標（R8年度）

作 目	生産面積 h a	生産額	備 考
[土地利用型]			
・ 水稻	8.29	8,455千	
・			
・			
[野 菜]			
・ 野菜	0.27	2,700千	
・ 自家用野菜	0.15	-	
・			
・			
・	8.71		

※ 目標年度については、地域の実情に応じ、農地利用など地域の将来像を議論する上で必要な、現状から概ね5～10年後を記載する。
以下の目標年度についても同様とする。

③ 地域の特産物づくりの取組方針

・ 品 目	水稻
・ 普及方法	担い手等を中心とした農家組合の運営
・ 販売戦略	JA、卸売り、直販

(4) 将来の農地利用のあり方

現状の農地を整備改良を視野に維持する。

(5) 農地流動化のための農地中間管理機構の活用方針

農家組合が法人(農事組合法人)となり借り手となる必要がある。
今後農地の出し手があれば、農地中間管理機構の活用を検討する。

(6) 耕作放棄地の解消に向けた取組

農家組合が主となり保安全管理に努め、並行して耕作可能な農地は担い手（組合）に貸し出すように努める。

(7) 目標達成までのプロセス

年 度	取組方針	具体的な内容
4年度	営農継続	農家組合が作業省力化を図り、担い手を中心に営農を継続
5年度	営農継続	農家組合が作業省力化を図り、担い手を中心に営農を継続
6年度	営農継続	農家組合が作業省力化を図り、担い手を中心に営農を継続
7年度	営農継続	農家組合が作業省力化を図り、担い手を中心に営農を継続
8年度	営農継続	農家組合が作業省力化を図り、担い手を中心に営農を継続

2 集落（地域）の農業構造

(1) 農業就業状況(担い手別)

① 現 状（4年度）

項目	農業者数	年齢別						組織数				
		～34才	～44才	～54才	～64才	～74才	～84才	85才～	任意組織	農業法人		
集落（地域）の全体数	23	1		4	2	8	5	3	1	1		
中核的担い手	中心経営体	認定農業者（法認定）										
		認定新規就農者										
		集落営農組織*1								1	1	
		基本構想水準到達者										
	その他	市町村認定農業者（地域認定）										
		その他の中心となる経営体*2	2			2						
	中心経営体計									1	1	
中核的担い手計	2				2				1	1		

*1・・・農業の担い手に対する経営安定のための交付金の交付に関する法律（平成18年法律第88号）第2条第4項第1号八に定める組織（以下「担い手経営安定法」という。）

*2・・・認定農業者ではないが、地域の農業に協力的である人

② 計 画（8年度）

項目	農業者数	年齢別						組織数				
		～34才	～44才	～54才	～64才	～74才	～84才	85才～	任意組織	農業法人		
集落（地域）の全体数	23	1		4	2	2	7	7	1	1		
中核的担い手	中心経営体	認定農業者（法認定）										
		認定新規就農者										
		集落営農組織*1								1	1	
		基本構想水準到達者										
	その他	市町村認定農業者（地域認定）										
		その他の中心となる経営体*2	2			1	1					
	中心経営体計									1	1	
中核的担い手計	2				1	1			1	1		

*1・・・農業の担い手に対する経営安定のための交付金の交付に関する法律（平成18年法律第88号）第2条第4項第1号八に定める組織（以下「担い手経営安定法」という。）

*2・・・認定農業者ではないが、地域の農業に協力的である人

(2) 中核的担い手の概要

属性	中核的担い手 (氏名) (集落名)	経営者・代表者の年齢	構成員 (従業員)	後継者の有無	現状[4年度]		計画[8年度]		農地中間管理機構からの借入希望の有無	取組内容	年度	活用が見込まれる施策
					経営内容 (作目)	経営規模 (ha、頭数等)	経営内容 (作目)	経営規模 (ha、頭数等)				
集	吉田西町 農家組合 (吉田西)	才	5名	有	水稻	1.53	水稻	2.50	無	①新規就農 ②低コスト化 ③複合化 ④法人化 ⑤6次産業化 ⑥ ⑦	6 4 7	①農業次世代人材投資資金 ②スーパーL ③強い農業・担い手づくり総合支援交付金 ④農業経営法人化等支援 ⑤新集落営農総合対策事業 ⑥農企業者育成事業 ⑦
A	(吉田西)	才	1名	無	水稻	1.05	水稻	1.05	無	①新規就農 ②低コスト化 ③複合化 ④法人化 ⑤6次産業化 ⑥ ⑦		①農業次世代人材投資資金 ②スーパーL ③強い農業・担い手づくり総合支援交付金 ④農業経営法人化等支援 ⑤新集落営農総合対策事業 ⑥農企業者育成事業 ⑦
B	(吉田西)	才	1名	無	水稻	0.33	水稻	0.33	無	①新規就農 ②低コスト化 ③複合化 ④法人化 ⑤6次産業化 ⑥ ⑦		①農業次世代人材投資資金 ②スーパーL ③強い農業・担い手づくり総合支援交付金 ④農業経営法人化等支援 ⑤新集落営農総合対策事業 ⑥農企業者育成事業 ⑦
経営規模計(ha)						2.91		3.88				

※ 1：「属性」欄には、個人の認定農業者（法認定）は「認農」、法人の認定農業者（法認定）は「認農法」、認定新規就農者は「認就」、基本構想水準到達者は「到達」、個人の市町村認定農業者（地域認定）は「市認農」、法人の市町村認定農業者（地域認定）は「市認農法」、担い手経営安定法第2条第4項第1号ハに定める法人化や農地集積を行うことが確実であると市町村が判断する集落営農組織は「集」と記載する。

※ 2：「経営規模」欄には、プランの対象地区内における中核的担い手の経営面積と農作業受託面積を分けて記載する。

■プラン提出に当たっては個人名の省略を可能とする。

(3) 近い将来農地の出し手となる者と農地

近い将来農地の出し手となる農業者(氏名)	年齢	現状[4年度]		計画[4年度]		利用しなくなる農地面積(ha)	うち農地中間管理機構への貸付け希望の有無		備考 (今後の役割等)
		経営内容 (作目)	経営規模 (ha、頭数等)	経営内容 (作目)	経営規模 (ha、頭数等)		農地面積 (ha)	貸付等時期	
C	才	水稻他	0.288			0.288			農家組合に作業受託
D	才	水稻	0.137			0.137			農家組合に作業受託
	才								
	才								
経営規模等計(ha)			0.425			0.425			

■プラン提出に当たっては個人名の省略を可能とする。

(参考) その他の農業者の状況

経営内容(作目)	この経営体数	経営規模の合計 (ha、頭数等)	現状と今後の見込み	備考
E	水稻/販売野菜	1.981	家族経営にて継続可	
F	水稻	1.073	家族経営にて継続可	
G	水稻	0.457	自己作で継続可	
H	水稻	0.573	自己作で継続可	
I	水稻	0.579	自己作で継続可	

(4) 地域における担い手の確保状況

担い手は十分確保されている / **担い手はいるが十分ではない** / 担い手がいない

(5) 耕地面積及び農地利用状況

①耕地面積(現状4年度)

耕地面積 (ha)	耕作放棄地		水田	畑		樹園地		中核的担い手 への地域内の 集積等面積 (上段ha 下段%)	水田	畑	樹園地
	耕作放棄地	耕作放棄地		耕作放棄地	耕作放棄地	耕作放棄地	耕作放棄地				
11.89	3.18	3.18	11.89	3.18				2.91	2.91		
								24.5%	24.5%		
								うち、中 心経営体 の面積	1.53		
									18%		

*中核的担い手への地域内の集積等面積については、経営面積と農作業受託面積を区分して記載すること。

②耕地面積(計画8年度)

耕地面積 (ha)	耕作放棄地		水田	畑		樹園地		中核的担い手 への地域内の 集積等面積 (上段ha 下段%)	水田	畑	樹園地
	耕作放棄地	耕作放棄地		耕作放棄地	耕作放棄地	耕作放棄地	耕作放棄地				
11.89	3.18	3.18	11.89	3.18				3.88	3.88		
								32.3%	32.3%		
								うち、中 心経営体 の面積	2.5		
									21.1%		

*中核的担い手への地域内の集積等面積については、経営面積と農作業受託面積を区分して記載すること。

③対象集落(地域)の現状

a 地区内の耕地面積	11.89 ha
b アンケート調査等に回答した地区内の農地所有者又は耕作者の耕地面積の合計	8.56 ha
c 地区内における70歳以上の農業者の耕作面積の合計	7.85 ha
i うち後継者未定の農業者の耕作面積の合計	0.00 ha
ii うち後継者について不明の農業者の耕作面積の合計	0.00 ha
d 地区内において今後中核的担い手が引き受ける意向のある耕作面積の合計	0.97 ha
e 地区内において今後中心経営体が引き受ける意向のある耕作面積の合計	0.97 ha
(備考)	

※1:cの「歳以上」には、地域の実情に応じて、5~10年後の農地利用を議論する上で適切な年齢を記載すること。

※2:d及びeの面積は、上記の該当する区分の計画の合計から現状の合計を差し引いた面積を記載すること。

※3:アンケート等により、農地中間管理機構の活用や基盤整備の実施、作物生産や鳥獣被害防止対策、災害対策等に関する意向を把握した場合には、備考欄に地区の現状に関するデータとして記載すること。

※4:話し合いに活用した地図を添付すること。

(6) 対象地区内における中核的担い手(中心経営体)への農地の集約化に関する方針

農家組合が現状の農作業受託を拡張することで、農地の集約化を目指す。

※ 中核的担い手への農地の集約化に関する将来方針は、対象地区を原則として集落ごとに細分化して作成することを想定しているが、その「集落」の範囲は、話し合いが可能な範囲で、地域の実情に応じ柔軟に設定することも可能とする。

3 集落（地域）営農推進体制

(1) 農地利用調整の組織

・ 現 状	耕作者の実状及び要請により農家組合が利用調整する。
・ 計 画	耕作者の高齢化等により懸念される農地の維持を農家組合が継続して調整する。

(2) 農作業受託などの作業調整組織

・ 現 状	吉田西農家組合
・ 計 画	同上

(3) 農業用施設管理体制（農道、水路、ポンプなど）

・ 現 状	農具補修・溝浚は農家組合（緑美会）が毎年実施。山内吉田堰と地獄川堰は受益者の水利組合、堅田ポンプと越田ポンプは受益者共同で管理する。
・ 計 画	農業用施設は農地水環境保全の緑美会の交付金にて整備し、農家組合及び農家の受益者が共同して管理する。

※ (1)～(3)に関する組織図を添付してください。

4 目指す姿を達成するために必要な農業用機械・施設等整備事業計画 （機械、施設、農地、農道、水路、ポンプ、耕作放棄地解消対策など）

事業主体	取 組 内 容	必要な機械・施設	実施事業	実施年度				
				4	5	6	7	8
農家組合	引受農地の耕作受託拡大に際し、作業の省力化とあらゆる合理化を成し、将来に向けて取り組む。	大型トラクター1台	水田の耕運作業				○	
		ラジコン草刈り機1台	水稻の病害虫一斉防除					○
		ドローン1台	水田の害虫防除及び除草剤散布					○
農家組合	耕作放棄地の増加を止め、現状農地の復旧を視野に管理する。	自走式雑草刈機増加1台	放棄地の雑草刈	○				
		自走式あぜ草刈機1台	放棄地の雑草刈	○				
		動力チェーンソー1台	放棄地の雑木・畔の木除去	○				

本プランをそのまま公表する場合、特定の個人が識別される情報が含まれることから、本人の同意を得るなど個人情報保護条例等に抵触しないようにすること。なお、本人の同意が得られない場合等には、個人が識別されないよう留意すること。